

第二庁舎（危機管理センター）基本設計及び発注者支援業務プロポーザルにかかる質問内容と回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	共同企業体	今回、参加表明書提出時、または技術提案書提出時に、「共同体協定書の写し」の提出は不要と考えて宜しいでしょうか。	共同企業体協定書の写しは、契約締結時に提出していただきます。 ※なお、出資比率を事前に確認するため、 <u>様式第 2-2 号に出資比率記入欄を追加しましたので、ご注意ください。</u>
2		様式第 2-1 号の最下部に、「共同企業体使用印鑑 印」がありますが、共同企業体として応募する場合、代表企業の使用印鑑を共同企業体使用印鑑とすることは可能と理解して宜しいでしょうか。	可能です。
3	評価基準 (説明書)	業務費用の配点 10 点満点の記載がありますが、評価点の算出方法としては、「当該応募者の業務費用評価点 = 当該応募者の見積金額 ÷ 応募者中最低の見積金額 × 10 点」により算出されるものと理解して宜しいでしょうか。(最低の見積金額を提案した応募者の業務費用評価点を 10 点満点とする算出方法)	第 2 次評価の評価方法については、第 1 次評価の結果通知時に委託先候補に個別にお示しします。
4		pg.7 「9.評価基準」にて、第 1 次評価での点数（①及び②の合計）については、第 2 次評価での点数には持ち越さないものと考えてよろしいでしょうか。	第 2 次評価は、評価分類①～④の 100 点満点で評価します。 (第 1 次評価における評価分類①及び②の点数と③企画提案内容及び④業務費用の合計点が第 2 次評価の評価点となります)
5	業務実績 (説明書) (第 1 次評価要領)	pg.3 4.(1)⑧ 実績は「国又は地方公共団体から元請として受注した実績があること」とのことですが、公立大学法人は該当すると考えてよろしいでしょうか。	国立・公立大学法人ほか独立行政法人から元請として受注した同種の実績も業務実績の対象とします。
6	参考資料 (説明書)	pg.5 「8.選定及び特定」「(2) 参考資料の貸与」にて、委託先候補に選定された応募者には参考資料を貸与するとありますが、これより以前に、基本計画における諸室の設定面積や公用車・消防車両のサイズや台数等をご提示いただくことはできませんでしょうか。	説明書に記載のとおり、参考資料は委託先候補選定後、申請により委託先候補に貸与します。なお、基本計画における諸室の面積や公用車・消防車両のサイズ・台数に関する参考値についても同様に、申請により委託先候補選定後に貸与します。

No.	質問項目	質問内容	回答
7	参考資料 (説明書) (仕様書(案))	pg.5 「8.選定及び特定」「(2) 参考資料の貸与」にて、「既存建物等の図面」とありますが、本業務に関係する建物についてはすべて図面が用意されると考えてよろしいでしょうか。	計画地内の教育委員会庁舎及び西宮区検察庁跡施設の図面を貸与します。
8		pg.6 「8.選定及び特定」「(2) 参考資料の貸与」①貸与資料に記載はありませんが、解体費概算作業のため、業務着手時に撤去予定の既存施設の「積算内訳書、数量計算書」等は貸与いただくことは可能でしょうか。	解体対象の既存建物等（教育委員会庁舎（築 64 年）、西宮区検察庁跡施設（築 43 年））に関する積算内訳書、数量計算書はありません。
9	業務範囲 (仕様書(案))	pg.2 「開発事業等におけるまちづくりに関する条例に基づく開発事業概要書の作成及び提出」にて、本業務範囲は開発事業概要書の作成・提出（標識設置報告含む）までで、事前協議への対応及び開発事業計画書の作成以降については、業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10		pg.2 「(1) 基本設計業務」にて、仮設庁舎計画あるいは東館利用、民間ビルの賃借による仮庁舎計画に関する記載がありませんが、業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11		pg.2 「(1) 基本設計業務」にて、第二庁舎建設後の本庁舎機能に関する再配置計画や本庁舎周辺における庁舎機能の再配置計画に関する記載がありませんが、これら庁舎機能の移転に関する検討・計画等は業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12		pg.3 5.(2)①オについて、想定する選定委員会の開催頻度・受注者の出席回数を教えて下さい。	本件での開催回数は未定ですが、本市における過去の同種手続きの事例では委員会を 7 回開催しています。なお、選定委員会へは議事の内容に応じて受託者（技術者）の出席を求めます。
13		pg.3 5.(2)②アについて、入札公告書類に「基本設計図書」は含まれていますか。	含みます。

No.	質問項目	質問内容	回答
14	業務範囲 (仕様書(案))	pg.3 5.(2)⑥アについて、「実施方針及び入札公告後に予定している説明会等」の説明対象は事業参加希望者でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15		発注者支援業務の市担当者との想定する打合せ頻度を教えて下さい。	受託者との打ち合わせは業務を円滑に進める上で必要に応じて実施するものであり、現時点で頻度、回数等の具体的な想定はありません。
16		pg.9 「別表第2基本設計業務の範囲の補足(建築)」にて、基本設計の「計画・検討」内に「施設配置及び全体敷地利用、外構整備に関する計画・設計、備品計画」とありますが「備品計画」については、施設の基本設計に影響の大きい備品の配置計画までとし、備品の仕様検討・費用算定・発注に係る事項は業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	「備品計画(pg.10)」については、施設の基本設計に影響の大きい備品の配置計画のほか、備品の仕様検討・費用算定を業務の範囲とします。
17		pg.9 「別表第2基本設計業務の範囲の補足(建築)」にて、基本設計の「計画・検討」内に「地下水(宮水)、保護樹木に留意した地下の構造計画・施工計画」とありますが「施工計画」については、一般的な工事可否等の検討とし、特殊な施工法や実際の仮設計画等の具体的な計画は含まないと考えてよろしいでしょうか。	「施工計画(pg.10)」については、入札公告時に示す工期や予定価格の設定に必要な施工計画の計画・検討を業務の範囲とします。